

明治四十年法律第四十五号

刑法

刑法別冊ノ通之ヲ定ム
此法律施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム
明治十三年第三十六号布告刑法ハ此法律施行ノ
日ヨリ之ヲ廢止ス
(別冊)

目次

第一編 総則
第一章 通則 (第一条—第八条)
第二章 刑 (第九条—第二十一条)
第三章 期間計算 (第二十二条—第二十四 条)
第四章 刑の執行猶予 (第二十五条—第二十 七条の七)
第五章 仮釈放 (第二十八条—第三十条)
第六章 刑の時効及び刑の消滅 (第三十一条 —第三十四条の二)
第七章 犯罪の不成立及び刑の减免 (第三十 五条—第四十二条)
第八章 未遂罪 (第四十三条—第四十四条)
第九章 併合罪 (第四十五条—第五十五条)
第十章 累犯 (第五十六条—第五十九条)
第十一章 共犯 (第六十条—第六十五条)
第十二章 酗量減輕 (第六十六条—第六十七 条)
第十三章 加重減輕の方法 (第六十八条—第 七十二条)
第二編 罪
第一章 削除
第二章 内乱に関する罪 (第七十七条—第八 十条)
第三章 外患に関する罪 (第八十一条—第八 十九条)
第四章 国交に関する罪 (第九十条—第九十 四条)
第五章 公務の執行を妨害する罪 (第九十五 条—第九十六条の六)
第六章 逃走の罪 (第九十七条—第一百一 条)
第七章 犯人藏匿及び証拠隠滅の罪 (第一百三 条—第一百五条の二)
第八章 騒乱の罪 (第一百六条—第一百八 条)
第九章 放火及び失火の罪 (第一百八条—第一百 八十八条)
第十章 出水及び水利に関する罪 (第一百十九 条—第一百二十三条)

第十一章 往來を妨害する罪 (第一百二十四 条—第一百二十九条)
第十二章 住居を侵す罪 (第一百三十条—第一百 三十二条)
第十三章 秘密を侵す罪 (第一百三十三条—第一百 三十五条)
第十四章 あへん煙に関する罪 (第一百三十六 条—第一百四十二条)
第十五章 飲料水に関する罪 (第一百四十二条— 一百六十二条)
第十六章 通貨偽造の罪 (第一百四十八条—第一百 百五十三条)
第十七章 文書偽造の罪 (第一百五十四条—第一百 百六十二条)
第十八章 有価証券偽造の罪 (第一百六十二 条・第一百六十三条)
第十九章 百六十二条の二) 第一百六十三条の二 条・第一百六十三条)
第二十章 偽証の罪 (第一百六十九条—第一百 七十二条)
第二十一章 虚偽告訴の罪 (第一百七十二条— 一百七十三条)
第二十二章 わいせつ、強制性交等及び重婚 の罪 (第一百七十四条—第一百八 条)
第二十三章 賭博及び富くじに関する罪 (第 一百八十五条—第一百八十七条)
第二十四章 礼拝所及び墳墓に関する罪 (第 一百八十八条—第一百九十二条)
第二十五章 汚職の罪 (第一百九十三条—第一百 九十八条)
第二十六章 殺人の罪 (第一百九十九条—第二 百三十三条)
第二十七章 傷害の罪 (第二百四条—第二百 八条の二)
第二十八章 過失傷害の罪 (第二百九条—第二 百二十一条)
第二十九章 堕胎の罪 (第二百十二条—第二 百六十六条)

第三十章 遺棄の罪 (第二百十七条—第二 十九条)
第三十一章 被害及び監禁の罪 (第二百二十 条・第二百二十二条)
第三十二章 脅迫の罪 (第二百二十二条—第二 百二十三条)
第三十三章 略取、誘拐及び人身売買の罪 (第二百二十四条—第二百二十二条)
第三十四章 名譽に対する罪 (第二百三十 条—第二百三十二条)
第三十五章 信用及び業務に対する罪 (第二 百三十三条—第二百三十四条)
第三十六章 窃盗及び強盗の罪 (第二百三十 条—第二百四十五条)
第三十七章 詐欺及び恐喝の罪 (第二百四十 条—第二百五十二条)
第三十八章 横領の罪 (第二百五十二条—第二 百五十五条)
第三十九章 盗品等に関する罪 (第二百五十 条・第二百五十七条)
第四十章 毀棄及び隠匿の罪 (第二百五十八 条—第二百六十四条)
第四十一章 (国内犯)
第一章 通則

第一条 この法律は、日本国内において罪を犯し たすべての者に適用する。
第二条 この法律は、日本国外において次に掲げ る罪を犯したすべての者に適用する。
第三条 この法律は、日本国外において罪を犯し たすべての者に適用する。
第四条 日本国外にある日本船舶又は日本航空機内に おいて罪を犯した者についても、前項と同様と する。
第五条 (すべての者の国外犯)
第六条 (この法律は、日本国外において次に掲げ る罪を犯したすべての者に適用する。
第七条 (国内犯)
第一章 通則

八 第百六十四条から第百六十六条まで (御璽 偽造及び不正使用等、公印偽造及び不正使用 等、公記号偽造及び不正使用等) の罪並びに 正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁 的記録不正作成準備、未遂罪) の罪
九 第百六十三条の二から第百六十三条の五ま で (支払用カード電磁的記録不正作成等、不 正電磁的記録カード所持、支払用カード電磁 的記録不正作成準備、未遂罪) の罪
十 第二百二十八条 (保護責任者遺棄等) の罪及 び同条の罪に係る第二百十九条 (遺棄等致死 胎致死傷) の罪
十一 第二百二十条 (逮捕及び監禁) 及び第二 百二十二条 (逮捕等致死傷) の罪
十二 第二百二十四条から第二百二十八条まで (未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及 び公務所又は公務員によつて

び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪)	十三 第二百三十条（名譽毀損）の罪
十四 第二百三十五条から第二百三十六条まで（窃盗、不動産侵奪、強盗、第二百三十八条から第二百四十条まで（事後強盗、昏醉強盜、強致死傷）、第二百四十二条第一項及び第三項（強盜・強制性交等及び同致死）並びに第二百四十三条（未遂罪）の罪	十四 第二百三十五条から第二百三十六条まで（窃盗、不動産侵奪、強盗、第二百三十八条から第二百四十条まで（事後強盗、昏醉強盜、強致死傷）、第二百四十二条第一項及び第三項（強盜・強制性交等及び同致死）並びに第二百四十三条（未遂罪）の罪
十五 第二百四十六条から第二百五十条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪	十五 第二百四十六条から第二百五十条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝、未遂罪）の罪
十六 第二百五十三条（業務上横領）の罪	十六 第二百五十三条（業務上横領）の罪
十七 第二百五十六条第二項（盜品譲受け等）の罪（国民以外の者の国外犯）	十七 第二百五十六条第二項（盜品譲受け等）の罪（国民以外の者の国外犯）

第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。	第三条の二 この法律は、日本国外において日本国民に対して次に掲げる罪を犯した日本国民以外の者に適用する。
一 第百七十六条から第八十一条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、強制わいせつ等致死傷）の罪	一 第百七十六条から第八十一条まで（強制わいせつ、強制性交等、準強制わいせつ及び強制性交等、監護者わいせつ及び監護者性交等、未遂罪、強制わいせつ等致死傷）の罪
二 第百九十九条（殺人）の罪及びその未遂罪	二 第百九十九条（殺人）の罪及びその未遂罪
三 第二百四条（傷害）及び第二百五条（傷害致死）の罪	三 第二百四条（傷害）及び第二百五条（傷害致死）の罪
四 第二百二十条（逮捕及び監禁）及び第二百二十二条（逮捕等致死傷）の罪	四 第二百二十条（逮捕及び監禁）及び第二百二十二条（逮捕等致死傷）の罪
五 第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪	五 第二百二十四条から第二百二十八条まで（未成年者略取及び誘拐、営利目的等略取及び誘拐、身の代金目的略取等、所在国外移送目的略取及び誘拐、人身売買、被略取者等所在国外移送、被略取者引渡し等、未遂罪）の罪
六 第二百三十六条（強盗、第二百三十八条から第二百四十条まで（事後強盗、昏醉強盜、強致死傷）並びに第二百四十二条第一項及び第三項（強盜・強制性交等及び同致死）の罪並びにこれららの罪（同条第一項の罪を除く。）の未遂罪	六 第二百三十六条（強盗、第二百三十八条から第二百四十条まで（事後強盗、昏醉強盜、強致死傷）並びに第二百四十二条第一項及び第三項（強盜・強制性交等及び同致死）の罪並びにこれららの罪（同条第一項の罪を除く。）の未遂罪
（公務員の国外犯）	（公務員の国外犯）
第四条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本國の公務員に適用する。	第四条 この法律は、日本国外において次に掲げる罪を犯した日本國の公務員に適用する。
一 第百一条（看守者等による逃走援助）の罪及びその未遂罪	一 第百一条（看守者等による逃走援助）の罪及びその未遂罪

第五条 外国において確定裁判を受けた者であつても、同一の行為について更に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減輕し、又は免除する。（定義）	第五条 外国において確定裁判を受けた者であつても、同一の行為について更に処罰することを妨げない。ただし、犯人が既に外国において言い渡された刑の全部又は一部の執行を受けたときは、刑の執行を減輕し、又は免除する。（定義）
第六条 犯罪後の法律によって刑の変更があつたときは、その軽いものによる。	第六条 犯罪後の法律によって刑の変更があつたときは、その軽いものによる。
第七条 この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。	第七条 この法律において「公務員」とは、国又は地方公共団体の職員その他法令により公務に従事する議員、委員その他の職員をいう。
第八条 この法律において「公務所」とは、官公庁その他公務員が職務を行う所をいう。	第八条 この法律において「公務所」とは、官公庁その他公務員が職務を行う所をいう。
第九条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料（刑の種類）	第九条 死刑、懲役、禁錮、罰金、拘留及び科料（刑の種類）

第十条 主刑の輕重は、前条に規定する順序によるとする。ただし、無期の禁錮と有期の懲役とでは禁錮を重い刑とし、没収を附加刑とする。（刑の輕重）	第十条 主刑の輕重は、前条に規定する順序によるとする。ただし、無期の禁錮と有期の懲役とでは禁錮を重い刑とし、没収を附加刑とする。（刑の輕重）
第十九条 罰金は、一万円以上とする。ただし、これを減輕する場合においては、一万円未満に下げることができる。（罰金）	第十九条 罰金は、一万円以上とする。ただし、これを減輕する場合においては、一万円未満に下げることができる。（罰金）
第二十条 拘留又は科料のみに当たる罪については、特別の規定がなければ、没収を科することができない。ただし、第十九条第一項第一号に掲げる物の没収については、この限りでない。（没収の制限）	第二十条 拘留又は科料のみに当たる罪については、特別の規定がなければ、没収を科することができない。ただし、第十九条第一項第一号に掲げる物の没収については、この限りでない。（没収の制限）
第二十一条 未決勾留の日数は、その全部又は一部を本刑に算入することができる。（未決勾留の日数の本刑算入）	第二十一条 未決勾留の日数は、その全部又は一部を本刑に算入することができる。（未決勾留の日数の本刑算入）
第二十二条 月又は年によつて期間を定めたときは、暦に従つて計算する。（期間の計算）	第二十二条 月又は年によつて期間を定めたときは、暦に従つて計算する。（期間の計算）
第二十三条 刑期は、裁判が確定した日から起算する。（刑期の計算）	第二十三条 刑期は、裁判が確定した日から起算する。（刑期の計算）

2 拘禁されていない日数は、裁判が確定した後であっても、刑期に算入しない。

(受刑等の初日及び釈放)

第二十四条 受刑の初日は、時間にかかわらず、一日として計算する。時効期間の初日についても、同様とする。

2 刑期が終了した場合における釈放は、その終了の日の翌日に行う。

第四章 刑の執行猶予

(刑の全部の執行猶予)

第二十五条 次に掲げる者が三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金の言渡しを受けたときは、情状により、裁判が確定した日から一年以上五年以下の期間、その刑の全部の執行を猶予することができる。

一 前に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

二 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあっても、その執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に禁錮以上の刑に処せられたことがない者

三 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあるときも、前項と同様に特に酌量すべきものがあるときも、前項と同様とする。ただし、次条第一項の規定により保護観察に付せられ、その期間内に更に罪を犯した者については、この限りでない。

(刑の全部の執行猶予中の保護観察)

第二十五条の二 前条第一項の場合においては猶予の期間中保護観察に付することができ、同条第二項の場合においては猶予の期間中保護観察に付する。

2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によつて仮に解除することができる。

3 前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、第二十七条の五第二号の規定の適用について、その处分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

(刑の全部の執行猶予の猶予期間経過の効果)

第二十七条 刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消されることなくその猶予の期間を経過したときは、刑の言渡しは効力を失う。

(刑の一部の執行猶予)

第二十七条の二 次に掲げる者が三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪することを防ぐために必要であるときは、前条第二項ただし書及び第二十六条の二第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

(刑の全部の執行猶予の必要的取消し)

第二十六条 次に掲げる場合においては、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならぬ。ただし、第三号の場合においては、刑の言渡しを受けた者が第二十七条の二第一項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、前条第二項ただし書及び第二十六条の二第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によつて仮に解除することができる。

3 前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、前条第二項ただし書及び第二十六条の二第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

(刑の全部の執行猶予の言渡し)

第二十七条の三 次に掲げる者が三年以下の懲役又は禁錮の言渡しを受けた場合において、犯情の軽重及び犯人の境遇その他の情状を考慮して、再び犯罪することを防ぐために必要であるときは、前条第二項ただし書及び第二十六条の二第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

2 前に禁錮以上の刑に処せられたことがあるときも、前項と同様とする。ただし、第三号に該当するときは、前条第二項ただし書及び第二十六条の二第二号の規定の適用については、その処分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

3 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によつて仮に解除することができる。

一 猶予の期間内に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。

二 第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守せざり、その情状が重いとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予されたことが発覚したとき。

(刑の全部の執行猶予の取消し)

第二十六条の二 次に掲げる場合には、刑の全部の執行猶予の言渡しを取り消すことができる。

一 猶予の期間内に更に罪を犯し、罰金に処せられたとき。

二 第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守せざり、その情状が重いとき。

三 猶予の言渡し前に他の罪について禁錮以上の刑に処せられ、その刑の全部の執行を猶予されたことが発覚したとき。

(刑の全部の執行猶予の裁量的取消し)

第二十六条の三 前条の規定により禁錮以上の刑に処せられた日又はその執行を終わった日又はその執行を終わった日から、その猶予の期間を起算する。

2 前項の規定にかかるとおり、その刑のうち執行猶予されなかつた部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を終わった日から、その猶予の期間を起算する。

3 前項の規定により刑のうち執行猶予されなかつた部分の期間の執行を終わった日又はその執行を終わった日から、その猶予の期間を起算する。

(刑の一部の執行猶予の取消し)

第二十七条の三 前条第一項の場合においては、猶予の期間中保護観察に付することができる。

2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によつて仮に解除することができる。

3 前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、第二十七条の五第二号の規定の適用について、その处分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

(刑の一部の執行猶予の必要的取消し)

第二十七条の四 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消さなければならぬ。ただし、第三号の場合において、猶予の言渡しを受けた者が第二十七条の二第一項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、この限りでない。

2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によつて仮に解除することができる。

3 前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、第二十七条の五第二号の規定の適用について、その处分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によつて仮に解除することができる。

3 前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、第二十七条の五第二号の規定の適用について、その处分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

2 前項の規定によりその一部の執行を猶予された刑については、そのうち執行が猶予されなかつた部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を終わった日から、その猶予の期間を起算する。

3 前項の規定にかかるとおり、その刑のうち執行猶予されなかつた部分の期間の執行を終わった日又はその執行を終わった日から、その猶予の期間を起算する。

(刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果)

第二十七条の五 次に掲げる場合においては、刑の一部の執行猶予の猶予期間を経過したときは、刑の一部の執行猶予の取消し

2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によつて仮に解除することができる。

3 前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、第二十七条の五第二号の規定の適用について、その处分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

(刑の一部の執行猶予の裁量的取消し)

第二十七条の六 前二条の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予の言渡しを取り消したとき。

2 前項の規定により刑のうち執行猶予されなかつた部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を終わった日から、その猶予の期間を起算する。

3 前項の規定により刑のうち執行猶予されなかつた部分の期間の執行を終わった日又はその執行を終わった日から、その猶予の期間を起算する。

(刑の一部の執行猶予の裁量的取消し)

第二十七条の七 刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消された日又はその執行を受けることがなくなつた日から、その猶予の期間を起算する。

2 前項の規定にかかるとおり、その刑のうち執行猶予されなかつた部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を終わった日から、その猶予の期間を起算する。

3 前項の規定により刑のうち執行猶予されなかつた部分の期間の執行を終わった日又はその執行を終わった日から、その猶予の期間を起算する。

(刑の一部の執行猶予の裁量的取消し)

第二十七条の八 次に掲げる者は、假釈放中の日数は、刑期に算入しない。

2 第二十七条の三第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守しないとき。

3 前項の規定により假釈放中の日数は、刑期に算入しない。

(假釈放)

(刑の一部の執行猶予の取消し)

2 前項の規定によりその一部の執行を猶予された刑については、そのうち執行が猶予されなかつた部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を終わった日から、その猶予の期間を起算する。

3 前項の規定にかかるとおり、その刑のうち執行猶予されなかつた部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を終わった日から、その猶予の期間を起算する。

(刑の一部の執行猶予の猶予期間経過の効果)

第二十七条の九 刑の一部の執行猶予の猶予期間を経過したときは、刑の一部の執行猶予の取消し

2 前項の規定により付せられた保護観察は、行政官庁の処分によつて仮に解除することができる。

3 前項の規定により保護観察を仮に解除されたときは、第二十七条の五第二号の規定の適用について、その处分を取り消されるまでの間は、保護観察に付せられなかつたものとみなす。

(假釈放の取消し等)

第二十九条 次に掲げる場合においては、假釈放の状があるときは、有期刑についてはその刑期の三分の一を、無期刑については十年を経過した後、行政官庁の処分によつて仮に釈放することができる。

2 前項の規定により假釈放前に他の罪に犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。

3 前項の規定により假釈放中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたときに對し、その刑の執行をすべきとき。

(假釈放の取消し)

第二十九条の二 次に掲げる場合においては、假釈放の刑に処せられたとき。

2 前項の規定により假釈放前に他の罪に犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。

3 前項の規定により假釈放中に更に罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたときに對し、その刑の執行をすべきとき。

(假釈放の取消し)

第二十九条の三 前二条の規定により刑の一部の執行猶予の言渡しを取り消したときは、執行猶予の言渡しを取り消したとき。

2 前項の規定により刑のうち執行猶予されなかつた部分の期間を執行し、当該部分の期間の執行を終わった日又はその執行を終わった日から、その猶予の期間を起算する。

3 前項の規定により刑のうち執行猶予されなかつた部分の期間の執行を終わった日又はその執行を終わった日から、その猶予の期間を起算する。

(假釈放の取消し)

第二十九条の四 次に掲げる場合には、假釈放中の日数は、刑期に算入しない。

2 第二十七条の三第一項の規定により保護観察に付せられた者が遵守すべき事項を遵守しないとき。

3 前項の規定により假釈放中の日数は、刑期に算入しない。

(假出場)

第三十条 拘留に処せられた者は、情状により、いつでも、行政官庁の処分によつて假に出場を許すことができる。

2 罰金又は科料を完納することができないため留置された者も、前項と同様とする。

第六章 刑の時効及び刑の消滅

(刑の時効)

第三十一条 刑（死刑を除く。）の言渡しが受けた者は、時効によりその執行の免除を得る。

(時効の期間)

第三十二条 時効は、刑の言渡しが確定した後、次の期間その執行を受けないことによつて完成する。

一 無期の懲役又は禁錮については三十年

二 十年以上の有期の懲役又は禁錮については二十年

三 三年以上十年未満の懲役又は禁錮については三十年

四 三年未満の懲役又は禁錮については五年

五 罰金については三年

六 拘留、科料及び没収については一年

(時効の停止)

第三十三条 時効は、法令により執行を猶予し、又は停止した期間内は、進行しない。

(時効の中止)

第三十四条 懲役、禁錮及び拘留の時効は、刑の言渡しを受けた者をその執行のために拘束することによって中断する。

2 罰金、科料及び没収の時効は、執行行為をすることによつて中断する。

(刑の消滅)

第三十五条 禁錮以上の刑の執行を終わり又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで十年を経過したときは、刑の言渡しは、効力を失う。罰金以下の刑の執行を終わる

り又はその執行の免除を得た者が罰金以上の刑に処せられないで五年を経過したときも、同様とする。

2 刑の免除の言渡しを受けた者が、その言渡しが確定した後、罰金以上の刑に処せられないで二年を経過したときは、刑の免除の言渡しは、効力を失う。

第三十六条 犯罪の不成立及び刑の減免
(正当行為)
刑法又は正当な業務による行為は、罰しない。
第三十七条 法令又は正当な業務による行為は、他人の権利を防衛するため、やむを得ずとした行為は、罰しない。

2 防衛の程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

(緊急避難)

第三十七条 自己又は他人の生命、身体、自由又は財産に対する現在の危難を避けるため、やむを得ずとした行為は、これによつて生じた害が避けようとした害の程度を超えた場合に

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

(故意)

2 限り、罰しない。ただし、その程度を超えた行為は、情状により、その刑を減輕し、又は免除することができる。

2 前項の規定は、業務上特別の義務がある者には、適用しない。

(故意)

第三十八条 罪を犯す意思がない行為は、罰しない。ただし、法律に特別の規定がある場合は、この限りでない。

2 重い罪に当たるべき行為をしたのに、行為の時にその重い罪に当たることとなる事実を知らなかつた者は、その重い罪によつて処断することはできない。

3 法律を知らなかつたとしても、そのことによつて、罪を犯す意思がなかつたことはできない。

2 心神耗弱者の行為は、その刑を減輕する。

第四十条 削除
(責任年齢)

第四十一条 十四歳に満たない者の行為は、罰しない。(自首等)

第四十二条 罪を犯した者が捜査機関に発覚する前に自首したときは、その刑を減輕することができる。

第四十三条 犯罪の実行に着手してこれを遂げない罪について、告訴をすることができる者に対して自己の犯罪事實を告げ、その措置にゆだねたときも、前項と同様とする。

第四十四条 未遂罪
(未遂減免)

第四十五条 併合罪のうちの一個の罪について定めた罰金については、その他の刑と併せて執行する。

2 併合罪のうちの二個以上の罪について罰金に処されるときは、それぞれの罪について定めた罰金の多額の合計以下で処断する。

第四十六条 併合罪のうちの二個以上の罪について有期の懲役又は禁錮に処するときは、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを長期とする。ただし、それぞれの罪について定めた刑の長期の合計を超えることはできない。

第四十七条 併合罪のうちの二個以上の罪について有期の懲役又は禁錮に処するときは、その最も重い罪について定めた刑の長期にその二分の一を加えたものを长期とする。ただし、それぞれの罪について定めた刑の長期の合計を超えることはできない。

第四十八条 罰金と他の刑とは、併科する。ただし、第四十六条第一項の場合は、この限りでない。

第四十九条 併合罪のうちの重い罪について没収の事由があるときは、これを付加することができる。

2 二個以上の没収は、併科する。

第五十条 併合罪のうちに既に確定裁判を経た罪を科さない場合であつても、他の罪について没収の事由があるときは、これを付加することができる。

2 二個以上の没収は、併科する。

第五十一条 併合罪のうちに既に確定裁判を経た罪とまだ確定裁判を経ていらない罪があるときは、確定裁判を経ていない罪について更に処断する。

2 二個以上の没収は、併科する。

第五十二条 併合罪のうちに既に確定裁判を経た罪が最も重い罪でなかつたため懲役に処せられなかつたものであるときは、再犯に関する規定の適用については、懲役に処せられたものとみなす。

3 併合罪について処断された者が、その併合罪のうちに懲役に処すべき罪があつたのに、その罪が最も重い罪でなかつたため懲役に処せられなかつたものであるときは、再犯に関する規定の適用については、懲役に処せられたものとみなす。

第五十三条 併合罪に係る二個以上の刑の執行

2 前項の場合における有期の懲役又は禁錮の執行は、その最も重い罪について定めた罰金については、その二分の一を加えたものを超えることができない。

第五十四条 再犯の刑は、その罪について定めた

2 懲役の長期の二倍以下とする。

第五十五条 併合罪について二個以上の裁判があつたときは、その刑を併せて執行する。ただし、死刑を執行せず、無期の懲役又は禁錮を執行すべきときは、罰金、科料及び没収を除き、他の刑を執行しない。

2 前項の場合における有期の懲役又は禁錮の執行は、その最も重い罪について定めた罰金については、その二分の一を加えたものを超えることができる。

第五十六条 懲役に処せられた者がその執行を終わった日又はその執行の免除を得た日から五年以内に再犯の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れるときは、その最も重い刑により処断する。

2 二個以上の拘留又は科料は、併科する。

第五十七条 拘留又は科料と他の刑とは、併科する。ただし、第四十六条の場合は、この限りでない。

第五十八条 併合罪のうちの一個の罪について無期の懲役

2 二個以上の拘留又は科料の併科

第五十九条 併合罪のうちの二個以上の罪名に触れる場合等の処理

2 二個以上の拘留又は科料は、併科する。

第六十条 二個以上の罪名に触れる場合等の処理

2 二個以上の拘留又は科料の併科

第六十一条 二個人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

(一部に大赦があつた場合の措置)

第五十二条 併合罪について処断された者がその罪とそ

の裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。

第五十三条 拘留又は科料と他の刑とは、併科す

一部の罪につき大赦を受けたときは、他の罪につ

いて改めて刑を定める。

第五十四条 併合罪のうちの二個以上の罪名に触れる場合等の処理

2 二個人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

第五十五条 併合罪のうちの二個以上の罪名に触れる場合等の処理

2 二個人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

第五十六条 併合罪に該当するが、その罪とそ

の裁判が確定する前に犯した罪とに限り、併合罪とする。

第五十七条 併合罪のうちの二個以上の罪名に触れる場合等の処理

2 二個人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

第五十八条 併合罪のうちの二個以上の罪名に触れる場合等の処理

2 二個人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

第五十九条 併合罪のうちの二個以上の罪名に触れる場合等の処理

2 二個人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

第六十条 併合罪のうちの二個以上の罪名に触れる場合等の処理

2 二個人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

第六十一条 併合罪のうちの二個以上の罪名に触れる場合等の処理

2 二個人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

第六十二条 併合罪のうちの二個以上の罪名に触れる場合等の処理

2 二個人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

第六十三条 併合罪のうちの二個以上の罪名に触れる場合等の処理

2 二個人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

第六十四条 併合罪のうちの二個以上の罪名に触れる場合等の処理

2 二個人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

第六十五条 併合罪のうちの二個以上の罪名に触れる場合等の処理

2 二個人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

第六十六条 併合罪のうちの二個以上の罪名に触れる場合等の処理

2 二個人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

第六十七条 併合罪のうちの二個以上の罪名に触れる場合等の処理

2 二個人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

第六十八条 併合罪のうちの二個以上の罪名に触れる場合等の処理

2 二個人以上共同して犯罪を実行した者は、すべて正犯とする。

(教唆)	第六十一条 人を教唆して犯罪を実行させた者には、正犯の刑を科する。	2 教唆者を教唆した者についても、前項と同様とする。
(帮助)	第六十二条 正犯を帮助した者は、従犯とする。	2 従犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。
(徒犯減輕)	第六十三条 徒犯の刑は、正犯の刑を減輕する。	(教唆及び帮助の处罚の制限)
(教唆者及び帮助者)	第六十四条 拘留又は料のみに処すべき罪の教唆者及び従犯は、特別の規定がなければ、罰しない。	2 徒犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。
(身分犯の共犯)	第六十五条 犯人の身分によつて構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であつても、共犯とする。	2 徒犯を教唆した者には、従犯の刑を科する。
(酌量減輕)	第六十六条 犯罪の情状に酌量すべきものがあるときは、その刑を減輕することができる。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(酌量減輕)	第六十七条 法律上刑を加重し、又は減輕する場合であつても、酌量減輕することができる。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(法律上の減輕の方法)	第六十八条 法律上刑を減輕すべき一個又は二個以上の事由があるときは、次の例による。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(法律上の減輕の方法)	第六十九条 法律上刑を減輕すべき一個又は二個以上の事由があるときは、次の例による。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(法律上の減輕の方法)	第七十条 無期の懲役又は禁錮を減輕するときは、その多額及び寡額の二分の一を減ずる。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(法律上の減輕の方法)	第七十一条 無期の懲役又は禁錮を減輕するときは、その多額及び寡額の二分の一を減ずる。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(法律上の減輕の方法)	第七十二条 無期の懲役又は禁錮を減輕するときは、その多額及び寡額の二分の一を減ずる。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(外患誘致)	第七十三条 外患に関する罪	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(外患誘致)	第七十四条 外國に対する侮辱を加える目的で、その國の國旗その他の國章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(外患誘致)	第七十五条 国の統治機構を破壊し、又はその領土において國權を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をした者は、内乱の罪とし、次に区別に従つて処断する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(内乱)	第七十六条 議謀に参与し、又は群衆を指揮した者は無期又は三年以上の禁錮に処し、その他諸般の職務に従事した者は一年以上十年以下の禁錮に処する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(内乱等)	第七十七条 議謀に参与し、又は群衆を指揮した者は無期又は三年以上の禁錮に処し、その他諸般の職務に従事した者は一年以上十年以下の禁錮に処する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(内乱等)	第七十八条 内乱の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の禁錮に処する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(内乱等)	第七十九条 兵器、資金若しくは食糧を供給し、又はその他の行為により、前二条の罪を帮助した者は、七年以下の禁錮に処する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(自首による刑の免除)	第八十条 前二条の罪を犯した者であつても、暴動に至る前に自首したときは、その刑を免除する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(外患誘致)	第八十一条 外國と通謀して日本国に対し武力を行使させた者は、死刑に処する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(外患誘致)	第八十二条 日本国に對して外國から武力の行使があつたとき、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えた者は、死刑又は無期若しくは二年以上の懲役に処する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(端数の切捨て)	第七十三条 懲役、禁錮又は拘留を減輕することにより一日に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てる。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(端数の切捨て)	第七十四条 同時に刑を加重し、又は減輕するとときは、次の順序による。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(加重減輕の順序)	第七十五条 一 再犯加重 二 法律上の減輕 三 併合罪の加重 四 酌量減輕	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(加重減輕の順序)	第七十六条 第八十二条及び第八十三条の罪の未遂は、罰する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(未遂罪)	第七十七条 第八十二条及び第八十三条の罪の未遂は、罰する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(未遂罪)	第七十八条 第八十二条又は第八十三条の罪の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(未遂罪)	第七十九条 第八十二条及び第八十三条の罪の予備又は陰謀をした者は、一年以上十年以下の懲役に処する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(外患援助)	第八十二条 日本国に對して外國から武力の行使があつたとき、これに加担して、その軍務に服し、その他これに軍事上の利益を与えた者は、死刑又は無期若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(強制執行妨害目的財産損壊等)	第九十六条 強制執行を妨害する目的で、次の各号のいずれかに該当する行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。情を知つて、第三号に規定する譲渡又は権利の設定の相手方となつた者も、同様とする。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(強制執行妨害)	第九十七条 強制執行を受け、若しくは受けるべき財産を隠匿し、損壊し、若しくはその譲渡を仮装し、又は債務の負担を仮装する行為	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(強制執行行為妨害等)	第九十八条 強制執行を受け、又は受けるべき財産について、その現状を改変して、価格を減損し、又は強制執行の費用を増大させる行為	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(強制執行行為妨害等)	第九十九条 その他の不利益な条件で、譲渡をし、又は権利の設定をする行為	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(強制執行行為妨害等)	第一百条 金銭執行を受けるべき財産について、その他の不利益な条件で、譲渡をし、又は権利の設定をする行為	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(強制執行行為妨害等)	第一百一条 その他の不利益な条件で、譲渡をし、又は権利の設定をする行為	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(外國国章損壊等)	第九十二条 外國に對して侮辱を加える目的で、その國の國旗その他の國章を損壊し、除去し、又は汚損した者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(外國国章損壊等)	第九十三条 外國に對して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、三月以上五年以下の禁錮に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(外國国章損壊等)	第九十四条 外國が交戦している際に、局外中立に関する命令に違反した者は、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(公務執行妨害及び職務強要)	第九十五条 公務員が職務を執行するに当たり、これに對して暴行又は脅迫を加えた者は、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(公務執行妨害)	第九十六条 公務員に、ある处分をさせ、若しくはさせないため、又はその職を辞せざるために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(公契約関係競争等妨害)	第九十七条 偽計又は威力を用いて、強制執行において行われ、又は行われるべき売却の公正を害すべき行為をした者は、三年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(公契約関係競争等妨害)	第九十八条 人の債務に関して、第九十六条から前条までの罪を犯した者は、五年以下の懲役若しくは五百萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(封印等破棄)	第九十九条 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を損壊し、又はその他の方法によりその表示を損壊し、又はその職を辞せざるために、暴行又は脅迫を加えた者も、前項と同様とする。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。
(封印等破棄)	第一百条 公務員が施した封印若しくは差押えの表示を损壊し、又はその他の方法によりその表示を损壊し、又は不正な利益を得る目的で、談合した者も、前項と同様とする。	2 身分によつて特に刑の軽重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。

第六章 逃走の罪

(逃走)

第九十七条 裁判の執行により拘禁された既決又は未決の者が逃走したときは、一年以下の懲役に処する。

(加重逃走)

第九十八条 前条に規定する者又は勾引状の執行を受けた者が拘禁場若しくは拘束のための器具を損壊し、暴行若しくは脅迫をし、又は二人以上通謀して、逃走したときは、三月以上五年以下の懲役に処する。

(被拘禁者奪取)

第九十九条 法令により拘禁された者を奪取した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。

(逃走援助)

第一百条 法令により拘禁された者を逃走させる目的で、器具を提供し、その他の逃走を容易にする行為をした者は、三年以下の懲役に処する。

(看守者等による逃走援助)

第一百一条 法令により拘禁された者を看守し又は護送する者がその拘禁された者を逃走させたときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 月以上五年以下の懲役に処する。

第一百二条 この章の罪の未遂は、罰する。

第七章 犯人藏匿及び証拠隠滅の罪

(犯人藏匿等)

第一百三条 罰金以上の刑に当たる罪を犯した者は拘禁中に逃走した者を藏匿し、又は隠避させた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(証拠隠滅等)

第一百四条 他人の刑事事件に関する証拠を隠滅し、偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造の証拠を使用した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

(親族による犯罪に関する特例)
第二百五条 前二条の罪についての利益は、犯人又は逃走した者の親族がこれら者の利益のために犯したときは、その刑を免除することができる。

第一百五条の二 自己若しくは他人の刑事事件の捜査若しくは審判に必要な知識を有すると認められる者又はその親族に対し、当該事件に関しても、正当な理由がないのに面会を強請し、又は強談威迫の行為をした者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第一百十二条 第一百八条及び第一百九条第一項の罪の未遂は、罰する。

第八章 騒乱の罪

(騒乱)

第一百六条 多衆で集合して暴行又は脅迫をした者は、騒乱の罪とし、次の区別に従つて処断する。
一 首謀者は、一年以上十年以下の懲役又は禁錮に処する。
二 他人を指揮し、又は他人に率先して勢いを助けた者は、六年以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

三 付和隨行した者は、十万円以下の罰金に処する。

第九章 放火及び失火の罪

(多衆不解散)

第一百七条 暴行又は脅迫をするため多衆が集合した場合において、権限のある公務員から解散の命令を三回以上受けたにもかわらず、なお解散しなかつたときは、首謀者は三年以下の懲役又は禁錮に処し、その他の者は十万円以下の罰金に処する。

第一百八条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいない建造物、艦船又は鉱坑を焼損した者は、二年以上の有期懲役に処する。

2 前項の物が自己的所有に係るときは、六年以上七年以下の懲役に処する。ただし、公共の危険を生じなかつたときは、罰しない。

第一百九条 放火して、現に人が住居に使用せず、かつ、現に人がいる建造物、汽車、電車、艦船又は鉱坑を焼損した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

(非現住建造物等放火)

第一百十条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の物が自己的所有に係るときは、六年以下以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一百一条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、二年以下の懲役に処する。

第一百十二条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、二年以下の懲役に処する。

第一百十三条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、二年以下の懲役に処する。

第一百十四条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、二年以下の懲役に処する。

第一百十五条 放火して、前二条に規定する物以外の物を焼損し、よつて公共の危険を生じさせた者は、二年以下の懲役に処する。

第一百十六条 放火により、第一百八条に規定する物を焼損した者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 又は他人の所有に係る第一百九条に規定する物を焼損した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百十七条 火薬、ボイラーその他の激発すべき物を破裂させて、第一百八条に規定する物又は他人の所有に係る第百九条に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第一百九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第百十条に規定する物を損壊し、よつて公共の危険を生じさせた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第一百十八条 火薬、ボイラーその他の激発すべき物を破裂させて、第一百八条に規定する物又は他人の所有に係る第百九条に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第一百九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第百十条に規定する物を損壊し、よつて公共の危険を生じさせた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第一百十九条 火薬、ボイラーその他の激発すべき物を破裂させて、第一百八条に規定する物又は他人の所有に係る第百九条に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第一百九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第百十条に規定する物を損壊し、よつて公共の危険を生じさせた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第一百二十条 火薬、ボイラーその他の激発すべき物を破裂させて、第一百八条に規定する物又は他人の所有に係る第百九条に規定する物を損壊した者は、放火の例による。第一百九条に規定する物であつて自己の所有に係るもの又は第百十条に規定する物を損壊し、よつて公共の危険を生じさせた者は、二十万円以下の罰金に処する。

第一百二十二条 堤防を決壊させ、水門を破壊し、その他水利の妨害となるべき行為又は出水させるべき行為をした者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第一百二十三条 堤防を決壊させ、水門を破壊し、その他水利の妨害となるべき行為又は出水させるべき行為をした者は、二年以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第一百二十四条 陸路、水路又は橋を損壊し、又は閉塞して往来の妨害を生じさせた者は、二年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

第一百二十五条 鉄道若しくはその標識を損壊し、又はその他の方法により、汽車又は電車の往来の危険を生じさせた者は、二年以上の有期懲役に処する。

第一百二十六条 灯台若しくは浮標を損壊し、又はその他の方法により、艦船の往来の危険を生じさせた者は、二年以下の懲役に処する。

第一百二十七条 ガス漏出等及び同致死傷

第一百二十八条 ガス、電気又は蒸気を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よつて人の生命、身体又は財産に危険を生じさせた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一百二十九条 ガス、電気又は蒸気を漏出させ、流出させ、又は遮断し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

第十章 出水及び水利に関する罪

(現住建造物等浸害)

第一百三十条 第百八条又は第一百九条第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、情状により、その刑を免除することができる。

(消火妨害)

第一百十四条 火災の際に、消防用の物を隠匿し、若しくは損壊し、又はその他の方法により、消防を妨害した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

第一百十五条 第百九条第一項及び第一百十条第一項に規定する物が自己の所有に係るものであつても、差押えを受け、物権を負担し、賃貸し、配偶者居住権が設定され、又は保険に付したものである場合において、これを焼損したときは、他の人の物を焼損した者の例による。

第一百十六条 失火により、第一百八条に規定する物を焼損した者は、五十万円以下の罰金に処する。又は他人の所有に係る第一百九条に規定する物を焼損した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百十七条 失火により、第一百八条に規定する物を焼損した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百十八条 失火により、第一百八条に規定する物を焼損した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百十九条 失火により、第一百八条に規定する物を焼損した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百二十条 失火により、第一百八条に規定する物を焼損した者は、五十万円以下の罰金に処する。

第一百二十二条 過失により出水させ、水門を破壊し、現に人がいる建造物、汽船、電車又は鉱坑を焼損した者は、二年以下の懲役に処する。

第一百二十三条 過失により出水させ、水門を破壊し、現に人がいる建造物、汽船、電車又は鉱坑を焼損した者は、二年以下の懲役に処する。

第一百二十四条 過失により出水させ、水門を破壊し、現に人がいる建造物、汽船、電車又は鉱坑を焼損した者は、二年以下の懲役に処する。

第一百二十五条 過失により出水させ、水門を破壊し、現に人がいる建造物、汽船、電車又は鉱坑を焼損した者は、二年以下の懲役に処する。

第一百二十六条 過失により出水させ、水門を破壊し、現に人がいる建造物、汽船、電車又は鉱坑を焼損した者は、二年以下の懲役に処する。

第一百二十七条 過失により出水させ、水門を破壊し、現に人がいる建造物、汽船、電車又は鉱坑を焼損した者は、二年以下の懲役に処する。

第一百二十八条 過失により出水させ、水門を破壊し、現に人がいる建造物、汽船、電車又は鉱坑を焼損した者は、二年以下の懲役に処する。

第一百二十九条 過失により出水させ、水門を破壊し、現に人がいる建造物、汽船、電車又は鉱坑を焼損した者は、二年以下の懲役に処する。

第一百三十条 過失により出水させ、水門を破壊し、現に人がいる建造物、汽船、電車又は鉱坑を焼損した者は、二年以下の懲役に処する。

第一百三十二条 過失により出水させ、水門を破壊し、現に人がいる建造物、汽船、電車又は鉱坑を焼損した者は、二年以下の懲役に処する。

第一百三十三条 過失により出水させ、水門を破壊し、現に人がいる建造物、汽船、電車又は鉱坑を焼損した者は、二年以下の懲役に処する。

第一百三十四条 過失により出水させ、水門を破壊し、現に人がいる建造物、汽船、電車又は鉱坑を焼損した者は、二年以下の懲役に処する。

(汽車転覆等及び同致死)

第一百二十六条 現に人がいる汽車又は電車を転覆させ、又は破壊した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

2 現に人がいる艦船を転覆させ、沈没させ、又は破壊した者も、前項と同様とする。

3 前二項の罪を犯し、よつて人を死亡させた者は、死刑又は無期懲役に処する。

(往来危険による汽車転覆等)

第一百二十七条 第百二十五条の罪を犯し、よつて汽車若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊し、又は艦船を転覆させ、沈没させ、若しくは破壊した者も、前項と同様とする。

3 現に人がいる艦船を転覆させ、沈没させ、又は死刑又は無期懲役に処する。

(未遂罪)

第一百二十八条 第百二十四条第一項、第二項の罪の未遂は、罰する。

(過失往来危険)

第一百二十九条 過失により、汽車、電車若しくは艦船の往来の危険を生じさせ、又は汽車若しくは電車を転覆させ、若しくは破壊した者は、三十万円以下の罰金に処する。

2 その業務に従事する者が前項の罪を犯したときは、三年以下の禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

(住居侵入等)

第一百三十条 正当な理由がないのに、人の住居若しくは人の看守する邸宅、建造物若しくは艦船に侵入し、又は要求を受けたにもかかわらずこれらの場合から退去しなかつた者は、三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第一百三十一条 削除
(未遂罪)
3 第百三十条の罪の未遂は、罰する。

第一百三十二条 第百三十条の罪の未遂は、罰する。

第十三章 秘密を侵す罪

第一百三十三条 正当な理由がないのに、封をして(信書開封)

ある信書を開けた者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

(秘密漏洩)

第一百三十四条 医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁護人、公証人又はこれらの職についた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘

密を漏らしたときは、六月以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(淨水毒物等混入)

第一百四十四条 人の飲料に供する淨水に毒物その他人の健康を害すべき物を混入した者は、三年以下の懲役に処する。

2 宗教、祈祷若しくは祭祀の職にある者又はこれらの中職にあつた者が、正当な理由がないのに、その業務上取り扱つたことについて知り得た人の秘密を漏らしたときも、前項と同様とする。

(淨水汚染等致死傷)

第一百四十五条 前三条の罪を犯し、よつて人を傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑に処する。

(親告罪)

第一百三十五条 この章の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第十四章 **あへん煙に関する罪**

第一百三十六条 あへん煙を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

(あへん煙輸入等)

第一百三十七条 あへん煙を吸食する器具を輸入し、製造し、販売し、又は販売の目的で所持した者は、三年以上五年以下の懲役に処する。

(税關職員によるあへん煙輸入等)

第一百三十八条 税關職員が、あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を輸入し、又はこれら

の輸入を許したときは、一年以上十年以下の懲役に処する。

(あへん煙吸食及び場所提供)

第一百三十九条 あへん煙を吸食した者は、三年以下

の懲役に処する。

(税關職員によるあへん煙吸食)

第一百四十条 あへん煙又はあへん煙を吸食するための器具を所持した者は、一年以下の懲役に処する。

(あへん煙等所持)

第一百四十一条 あへん煙を吸食した者は、六年以上七年以下の懲役に処する。

(あへん煙等所持)

第一百四十二条 人の飲料に供する淨水を汚染し、

する。

(水道汚染)

第一百四十三条 水道により公衆に供給する飲料の淨水又はその水源を汚染し、よつて使用するこ

とができるようにした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

(水道汚染)

第一百四十四条 この章の罪の未遂は、罰する。

第十五章 飲料水に関する罪

第一百四十五条 飲料水に関する罪

(淨水汚染)

第一百四十六条 人の飲料に供する淨水を汚染し、

する。

(水道汚染)

第一百四十七条 水道により公衆に供給する飲料の淨水又はその水源を汚染し、よつて使用するこ

とができるようにした者は、六月以上七年以下の懲役に処する。

(通貨偽造等準備)

第一百五十三条 貨幣、紙幣又は銀行券の偽造又は変造の用に供する目的で、器械又は原料を準備した者は、三年以上五年以下の懲役に処する。

(詔書偽造等)

第一百五十四条 行使の目的で、御璽、國璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造し、又は偽造した御璽、國璽若しくは御名を使用して詔書その他の文書を偽造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

(詔書偽造等)

第一百五十五条 行使の目的で、公務所若しくは公務員の印章若しくは署名を使用して公務所若しくは公務員の作成すべき文書若しくは図画を偽造した者は、一年以上十年以下の懲役に処する。

(通貨偽造及び行使等)

第一百四十八条 行使の目的で、通用する貨幣、紙幣又は銀行券を偽造し、又は変造した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。

(第十六章 通貨偽造の罪)

第一百四十九条 行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

(通貨偽造及び行使等)

第一百五十条 行使の目的で、日本国内に流通し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

(通貨偽造及び行使等)

第一百五十六条 行使の目的で、日本国内に流通し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

(通貨偽造及び行使等)

第一百五十七条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

(公文書作成等)

第一百五十八条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

(公文書作成等)

第一百五十九条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

(公文書作成等)

第一百六十条 公務員が、その職務に関し、行使の目的で、虚偽の文書若しくは図画を作成し、又は文書若しくは図画を変造したときは、印章又は署名の有無により区別して、前二条の例による。

(公文書作成等)

第一百六十二条 貨幣、紙幣又は銀行券を取得した後、それが偽造又は変造のものであることを知つて、これを行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

(偽造通貨等收得)

第一百六十三条 前三条の罪の未遂は、罰する。

(取扱後知情行使等)

第一百六十四条 貨幣、紙幣又は銀行券を取得した後、それが偽造又は変造のものであることを知つて、これを行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

(偽造通貨等收得)

第一百六十五条 前三条の罪の未遂は、罰する。

(取扱後知情行使等)

第一百六十六条 貨幣、紙幣又は銀行券を取得した後、それが偽造又は変造のものであることを知つて、これを行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

(偽造通貨等收得)

第一百六十七条 前三条の罪の未遂は、罰する。

(取扱後知情行使等)

第一百六十八条 貨幣、紙幣又は銀行券を取得した後、それが偽造又は変造のものであることを知つて、これを行使し、又は行使の目的で人に交付し、若しくは輸入した者も、前項と同様とする。

(偽造通貨等收得)

第一百六十九条 前二項の罪の未遂は、罰する。

<p>(偽造公文書行使等)</p> <p>第一百五十八条 第百五十四条から前条までの文書若しくは図画を行使し、又は前条第一項の電磁的記録を公正証書の原本としての用に供した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、虚偽の文書若しくは図画を作成し、若しくは不実の記載若しくは記録をさせた者と同一の刑に処する。</p> <p>2 前項の罪の未遂は、罰する。 (私文書偽造等)</p> <p>第一百五十九条 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造し、又は偽造した他人の印章若しくは署名を使用して権利、義務若しくは事実証明に関する文書若しくは図画を偽造した者は、三月以上五年以下の懲役に処する。</p>
--

<p>2 他人が押印し又は署名した権利、義務又は事實証明に関する文書又は図画を変造した者も、前項と同様とする。</p> <p>3 前二項に規定するものほか、権利、義務又は事實証明に関する文書又は図画を偽造し、又は変造した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。 (虚偽診断書等作成)</p> <p>第一百六十条 医師が公務所に提出すべき診断書、検査書又は死亡証書に虚偽の記載をしたときは、三十万円以下の罰金に処する。 (偽造私文書等行使)</p> <p>第一百六十二条 前二条の文書又は図画を行使した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、又は虚偽の記載をした者と同一の刑に処する。前項の罪の未遂は、罰する。 (電磁的記録不正作出及び供用)</p> <p>第一百六十三条 人の事務処理を誤らせる目的で、その事務処理の用に供する電磁的記録を公務所又は公務員により作られるべき電磁的記録に係るときは、十年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>2 前項の罪が公務所又は公務員により作られるべき電磁的記録を不正に作った者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>3 不正に作られた権利、義務又は事實証明に関する文書又は図画を行使した者は、その文書若しくは図画を偽造し、若しくは変造し、又は虚偽の記載をした者と同一の刑に処する。</p>
--

<p>第一百六十四条 行使の目的で、他人の印章若しくは署名を不正に使用し、又は偽造した者は、三年以下の懲役に処する。 (公印偽造及び不正使用等)</p> <p>第一百六十五条 行使の目的で、公務所又は公務員の印章若しくは署名を不正に使用し、又は偽造した者は、三年以下の懲役に処する。 (御璽偽造及び不正使用等)</p> <p>第一百六十六条 行使の目的で、公務所の記号を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。 (公記号偽造及び不正使用等)</p> <p>第一百六十七条 行使の目的で、他人の印章又は署名を偽造した者は、三年以下の懲役に処する。 (私印偽造及び不正使用等)</p> <p>第一百六十八条 第百六十四条第二項、百六十六条第二項、百六十六条第二項及び前条第二項の罪の未遂は、罰する。 (不正電磁的記録カード所持)</p> <p>第一百六十九条 第百六十四条第二項、百六十六条第二項及び前条第二項の罪の未遂は、罰する。 (支払用カード電磁的記録不正作出準備)</p> <p>第一百七十条 第百六十四条第二項、百六十六条第二項及び前条第二項の罪の未遂は、罰する。 (不正指令電磁的記録作成等)</p> <p>第一百七十二条 人の刑事又は懲戒の処分を受けさせることの目的で、虚偽の告诉、告発その他の申告をした者は、三月以上十年以下の懲役に処する。 (虚偽告訴等)</p> <p>第一百七十三条 前条の罪を犯した者が、その申告をした事件について、その裁判が確定する前又は懲戒処分が行われる前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。 (虚偽鑑定等)</p>

<p>第一百七十四条 公然とわいせつな行為をした者は、六月以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 (公然わいせつ)</p> <p>第一百七十五条 わいせつな文書、図画、電磁的記録に係る記録媒体その他の物を颁布し、又は公然と陳列した者は、二年以下の懲役若しくは二百五十万円以下の罰金若しくは科料に処し、又も、同項と同様とする。</p>
--

は懲役及び罰金を併科する。電気通信の送信によりわいせつな電磁的記録その他の記録を颁布した者も、同様とする。

（強制わいせつ）

第一百七十六条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

（強制性交等）

第一百七十七条 十三歳以上の者に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、六月以上十年以下の懲役に処する。十三歳未満の者に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

（強制性交等）

第一百七十八条 三歳未満の者に対し、性交等を用いて性交、肛門性交又は口腔性交（以下「性交等」という。）をした者は、強制性交等の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。十

三歳未満の者に対し、性交等をした者も、同様

とする。

（準強制わいせつ及び準強制性交等）

第一百七十九条 人の心神喪失若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能に乗じ、又は心神を喪失させ、若しくは抗拒不能にさせて、わいせつな行為をした者は、第百七十六条の例による。

（監護者わいせつ及び監護者性交等）

第一百八十一条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第百七十六条の例による。

（監護者わいせつ及び監護者性交等）

第一百八十二条 十八歳未満の者に対し、その者を現に監護する者であることによる影響力があることに乗じてわいせつな行為をした者は、第百七十六条の例による。

（未遂罪）

第一百八十三条 第百七十六条から前条までの罪の末遂は、罰する。

（強制わいせつ等致死傷）

（淫行勧誘）

第一百八十四条 配偶者のある者が重ねて婚姻をしたときは、二年以下の懲役に処する。その相手方となつて婚姻をした者も、同様とする。

第二十三章 賭博及び富くじに関する罪（賭博）

第一百八十五条 賭博をした者は、五十万円以下の罰金又は料料に処する。ただし、一時の娛樂に供する物を賭けたにとどまるときは、この限りでない。

（常習賭博及び賭博場開張等罰則）

第一百八十六条 常習として賭博をした者は、三年以下の懲役に処する。

第一百八十七条 富くじを発売した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

図った者は、三月以上五年以下の懲役に処する（富くじ発売等）

第一百八十八条 富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 富くじ発売の取次ぎをした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

3 前二項に規定するもののほか、富くじを授受した者は、二十万円以下の罰金又は料料に処する。

第一百八十九条 礼拝所及び墳墓に関する罪（礼拝所不敬及び説教等妨害）

第一百九十条 神祠、仏堂、墓所その他の礼拝所に対する公然と不敬な行為をした者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

2 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

第一百九十二条 下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

2 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に

処する。

第一百九十三条 下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

2 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に

処する。

第一百九十四条 下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に処する。

2 説教、礼拝又は葬式を妨害した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金に

処する。

第一百九十五条 前二条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

（収賄、受託收賄及び事前收賄）

第一百九十六条 前二条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。

（公務員による公務執行妨害）

第一百九十七条 公務員が、その職務に関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。この場合において、請託を受けたときは、七年以下の懲役に処する。

（公務員による公務執行妨害）

第一百九十八条 公務員が、その職務に関し、賄賂を收受した時は、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

（贈賄）

第一百九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

第二百条 削除（殺人）

第二百一条 第百九十九条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。

2 ただし、情状により、その刑を免除することができる。

（自殺関与及び同意殺人）

（加重収賄及び事後収賄）

第一百九十七条の三 公務員が前二条の罪を犯し、よつて不正な行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、一年以上の有期懲役に処する。

2 公務員が、その職務上不正な行為をしたことは相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又は第三者にこれを供与させ、若しくはその供与の要求若しくは約束をしたときも、前項と同様とする。

（公務員職権濫用）

第一百九十三条 公務員がその職権を濫用して、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害したときは、二年以下の懲役又は禁錮に処する。

（特別公務員職権濫用）

第一百九十四条 裁判、検察若しくは警察の職務を行ふ者はこれら職務を補助する者が、その職務を行うに当たり、被告人、被疑者その他の職務を行ふに当たり、被害人、被疑者その他の者に対して暴行又は陵辱若しくは加虐の行為をしたときは、七年以下の懲役又は禁錮に処する。

（特別公務員職権濫用）

第一百九十七条の四 公務員が請託を受け、他の公務員に職務上不正な行為をさせるよう、又は相当の行為をさせないようにつせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

3 公務員であつた者が、その在職中に請託を受けて職務上不正な行為をしたこと又は相当の行為をしなかつたことに関し、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

（あつせん收賄）

第一百九十七条の五 犯人又は情を知つた第三者者が公務員に職務上不正な行為をさせるよう、又は相当の行為をさせないようにつせんをすること又はしたことの報酬として、賄賂を收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、五年以下の懲役に処する。

（没収及び追徴）

第一百九十七条の六 犯人又は情を知つた第三者者が公務員に職務上不正な行為をさせないようにつせんをするときは、五年以下の懲役に処する。

（贈賄）

第一百九十八条 第百九十七条から第一百九十七条の五までに規定する賄賂を供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は二百五十万円以下の罰金に処する。

（贈賄）

第一百九十九条 人を殺した者は、死刑又は無期若しくは五年以上の懲役に処する。

第二百条 削除（殺人）

第二百一条 第百九十九条の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。

2 ただし、情状により、その刑を免除することができる。

（自殺関与及び同意殺人）

第二百二条 人を教唆し若しくは帮助して自殺させ、又は人をその嘱託を受け若しくはその承諾を得て殺した者は、六年以上七年以下の懲役又は禁錮に処する。

（自殺関与及び同意殺人）

(未遂罪)	第二百三條 第百九十九条及び前条の罪の未遂は、罰する。
(傷害)	第二十七章 傷害の罪
(傷害致死)	第二百四條 人の身体を傷害した者は、十五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
(傷害致死)	第二百五條 身体を傷害し、よつて人を死亡させた者は、三年以上の有期懲役に処する。
(現場助勢)	第二百六條 前二条の犯罪が行われるに当たり、現場において勢いを助けた者は、自ら人を傷害しなくても、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。
(同時傷害の特例)	第二百七條 二人以上で暴行を加えて人を傷害した場合において、それぞれの暴行による傷害の軽重を知ることができず、又はその傷害を生じさせた者を知ることができないときは、共同じて実行した者でなくとも、共犯の例による。
(凶器準備集合及び結集)	第二百八條 暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかつたときは、二年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。
(暴行)	第二百八條の二 二人以上の者が他人の生命、身體又は財産に対し共同して害を加える目的で集合した場合において、凶器を準備して又はその準備があることを知つて集合した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。
2	前項の場合は、告訴がなければ公訴を提起する。
(過失傷害)	第二百九條 過失により人を傷害した者は、三十万円以下の罰金又は科料に処する。
2	前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起する。
(過失致死)	第二百十條 過失により人を死亡させた者は、五十万円以下の罰金に処する。
(業務上過失致死傷等)	第二百十一條 業務上必要な注意を怠り、よつて人を死傷させた者は、五年以下の懲役若しくは

禁錮又は百万円以下の罰金に処する。重大な過失により人を死傷させた者も、同様とする。	
(墮胎)	
第二百十二条 妊娠中の女子が薬物を用い、又はその他の方法により、墮胎したときは、一年以下の懲役に処する。	
(同意墮胎及び同致死傷)	
第二百十三条 女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て墮胎させた者は、二年以下の懲役に処する。よつて女子を死傷させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。	
(業務上墮胎及び同致死傷)	
第二百十四条 医師、助産師、薬剤師又は医薬品販売業者が女子の嘱託を受け、又はその承諾を得て墮胎させたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。よつて女子を死傷させたときは、六月以上七年以下の懲役に処する。	
(不同意墮胎)	
第二百十五条 女子の嘱託を受けないで、又はその承諾を得ないで墮胎させた者は、六月以上七年以下の懲役に処する。	
2	前項の罪の未遂は、罰する。
(遺棄)	
第二百十七条 老年、幼年、身体障害又は疾病のために扶助を必要とする者を遺棄した者は、一年以下の懲役に処する。	
(保護責任者遺棄等)	
第二百十八条 老年者、幼年者、身体障害者又は病者を保護する責任のある者がこれらの者を遺棄し、又はその生存に必要な保護をしなかつたときは、三月以上五年以下の懲役に処する。	
(遺棄等致死傷)	
第二百十九條 前二条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。	
(逮捕及び監禁)	
第二百二十條 不法に人を逮捕し、又は監禁した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。	
(逮捕等致死傷)	
第二百二十一條 前条の罪を犯し、よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。	

(強要)	
第二百二十二条 生命、身体、自由、名譽若しくは財産に対し害を加える旨を告知して人を脅迫した者は、二年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。	
2	親族の生命、身体、自由、名譽又は財産に対する加害の目的で、人を買ひ受けた者は、二年以上十年以下の懲役に処する。
3	所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以下の有期懲役に処する。
4	人を売り渡した者も、前項と同様とする。
5	所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以下の有期懲役に処する。
4	(被略取者引渡し等)
5	(被略取者等所在国外移送)
4	第二百二十六条の三 略取され、誘拐され、又は売買された者を所在国外に移送した者は、二年以上の有期懲役に処する。
5	所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以下の有期懲役に処する。
4	第二百二十七条 第二百二十四条、第二百二十五条又は前三条の罪を犯した者を帮助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、藏匿し、又は隠避させた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。
5	所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以下の有期懲役に処する。
4	第二百二十五条 嘗利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、三月以上七年以下の懲役に処する。
5	所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以下の有期懲役に処する。
4	第二百二十五条の二 第二百二十五条の二第一項の罪を犯した者を帮助する目的で、略取され、誘拐され、又は売買された者を引き渡し、收受し、輸送し、又は藏匿した者は、六月以上七年以下の懲役に処する。
5	所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以下の有期懲役に処する。
4	第二百二十五条の二 第二百二十五条の二第一項の目的で、略取され、誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じてその財物を交付させる目的で、人を略取し、又は誘拐した者は、無期又は三年以上の懲役に処する。
5	所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以下の有期懲役に処する。
4	第二百二十五条の二 第二百二十五条の二第一項の目的で、略取され、誘拐された者を收受した者は、二年以上の有期懲役に処する。略取され、誘拐された者を收受した者が近親者その他略取され、誘拐された者の安否を憂慮する者の憂慮に乗じて、その財物を交付させ、又はこれを要求する行為をしたときも、同様とする。
5	所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以下の有期懲役に処する。
4	第二百二十五条の二 第二百二十四条、第二百二十五条から第二百二十五条の二第一項、第二百二十六条から第三項まで並びに前条第一項から第三項まで及び第四項前段の罪の未遂は、罰する。
5	(解放による刑の減輕)

2	未成年者を買ひ受けた者は、三月以上七年以下の懲役に処する。
3	嘗利、わいせつ、結婚又は生命若しくは身体に対する加害の目的で、人を買ひ受けた者は、二年以上十年以下の懲役に処する。
4	所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以下の有期懲役に処する。
5	所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以下の有期懲役に処する。
4	第二百二十六条の三 所在国外に移送する目的で、人を買ひ受けた者は、三月以上五年以下の懲役に処する。
5	所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以下の有期懲役に処する。
4	第二百二十六条 所在国外に移送する目的で、人を買ひ受けた者は、三月以上五年以下の有期懲役に処する。
5	所在国外に移送する目的で、人を売買した者は、二年以下の有期懲役に処する。
4	第二百二十七条 第二百二十五条の二又は第二百二十七条第二項若しくは第四項の罪を犯した者が、公訴が提起される前に、略取され又は

誘拐された者を安全な場所に解放したときは、その刑を減輕する。

(身の代金目的略取等予備)
第二百二十八条の三 第二百二十五条の二第一項の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。ただし、実行に着手する前に自首した者は、その刑を減輕し、又は免除する。

(親告罪)
第二百二十九条 第二百二十四条の罪及び同条の罪を帮助する目的で犯した第二百二十七条第一項の罪並びにこれらの罪の未遂罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

(名譽毀損)
第二百三十条 公然と事實を摘示し、人の名譽を毀損した者は、その事實の有無にかかわらず、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金に処する。

2 死者の名譽を毀損した者は、虚偽の事實を摘示することによってした場合でなければ、罰しない。

(公共の利害に関する場合の特例)
第二百三十条の二 前条第一項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあつたと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない。

2 前項の規定の適用については、公訴が提起されるに至つていらない人の犯罪行為に関する事實は、公共の利害に関する事實とみなす。前条第一項の行為が公務員又は公選による公務員の候補者に関する事実に係る場合には、事實の真否を判断し、真実であることの証明があつたときは、これを罰しない。

(侮辱)
第二百三十二条 事実を摘要しなくとも、公然と人を侮辱した者は、一年以下の懲役若しくは禁錮若しくは三十万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

2 告訴をできる者が天皇、皇后、太皇太后、皇太后又は皇嗣であるときは内閣総理大臣が、外國の君主又は大統領であるときはその國の代表者がそれぞれ代わつて告訴を行う。

第三十五章 信用及び業務に対する罪

(信用毀損及び業務妨害)

第二百三十三条 虚偽の風説を流布し、又は偽計算機を用いて、人の信用を毀損し、又はその業務を妨害した者は、三年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(威力業務妨害)

第二百三十四条 威力を用いて人の業務を妨害した者も、前条の例による。

(電子計算機損壊等業務妨害)

第二百三十四条の二 人の業務に使用する電子計算機若しくはその用に供する電磁的記録を損壊し、若しくは人の業務に使用する電子計算機に虚偽の情報若しくは不正な指令を与える、又はその他の方法により、電子計算機に使用目的に沿うべき動作をさせず、又は使用目的に反する動作をさせて、人の業務を妨害した者は、五年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(窃盜)
第二百三十六条 窃盜及び強盗の罪

2 第一百三十五条の二 他人の不動産を侵奪した者は、十年以下の懲役に処する。

(強盗)
第二百三十六条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の有期懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(不動産侵奪)
第二百三十五条の二 他人の不動産を侵奪した者は、十年以下の懲役に処する。

(強盗)
第二百三十六条 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した者は、強盗の罪とし、五年以上の罰金に処する。

2 前項の罪の未遂は、罰する。

(未遂)
第二百三十七条 強盗の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。

(事後強盗)
第二百三十七条 強盗の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。

(強盜予備)
第二百三十七条 強盜の罪を犯す目的で、その予備をした者は、二年以下の懲役に処する。

(不動産強盗)
第二百三十七条 強盜が、財物を得てこれを取り返されることを防ぎ、逮捕を免れ、又は罪跡を隠滅するために、暴行又は脅迫をしたときは、強盜として論ずる。

(昏醉強盜)
第二百三十九条 人を昏醉させてその財物を盗取した者は、強盜として論ずる。

(強盜致死傷)
第二百四十条 強盜が、人を負傷させたときは無期又は六年以上の懲役に処し、死亡させたときは死刑又は無期懲役に処する。

2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。

(電気)
第二百四十五条 この章の罪については、電気は、財物とみなす。

(詐欺)
第二百四十五条の二 詐欺及び恐喝の罪

2 前項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。

(電気)
第二百四十五条 この章の罪については、電気は、財物とみなす。

(詐欺)
第二百四十五条の二 詐欺及び恐喝の罪

2 前項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。

(電気)
第二百四十五条 この章の罪については、電気は、財物とみなす。

(詐欺)
第二百四十五条の二 詐欺及び恐喝の罪

2 前項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。

の情報若しくは不正な指令を与えて財産の得喪若しくは変更に係る不実の電磁的記録を作り、又は財産の得喪若しくは変更に係る虚偽の電磁的記録を人の事務処理の用に供して、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

(強盗・強制性交等及び同致死)
第二百四十四条 強盗の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強制性交等の罪(第百七十九条第二項の罪を除く。以下この項において同じ。)若しくはその未遂罪をも犯したとき、又は強制性交等の罪若しくはその未遂罪を犯した者が強制性交等の罪若しくはその未遂罪をも犯したときは、無期又は七年以上の懲役に処する。

(背任)
第二百四十七条 他人のためにその事務を処理する者が、自己若しくは第三者の利益を図り又は本人に損害を加える目的で、その任務に背く行為をして、本人に財産上の損害をえたときは、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

(準許欺)
第二百四十八条 未成年者の知慮浅薄又は人の心神耗弱に乘じて、その財物を交付させ、又は財産上不法の利益を得、若しくは他人にこれを得させた者は、十年以下の懲役に処する。

(準用)
第二百四十九条 人のための事務を処理する者が、自己の財物であつても、他人が占有し、又は公務所の命令により他人が看守するものであるときは、この章の罪については、他人の財物とみなす。

(未遂)
第二百五十条 この章の罪の未遂は、罰する。

(未遂)
第二百五十二条 自己の占有する他人の物を横領した者は、五年以下の懲役に処する。

(横領)
第二百五十三条 自己の物であつても、公務所から保管を命ぜられた場合において、これを横領した者も、前項と同様とする。

(横領)
第二百五十四条 遺失物、漂流物その他の占有を離れた他人の物を横領した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金若しくは科料に処する。

(横領)
第二百五十五条 第二百四十四条の規定は、この章の罪について準用する。

(盜品譲受け等)

第二百五十六条 盗品その他財産に対する罪に当たる行為によつて領得された物を無償で譲り受けた者は、三年以下の懲役に処する。

2 前項に規定する物を運搬し、保管し、若しくは有償で譲り受け、又はその有償の処分のあつせんをした者は、十年以下の懲役及び五十万円以下の罰金に処する。

(親族等の間の犯罪に関する特例)

第二百五十七条 配偶者との間又は直系血族、同居の親族若しくはこれらの者の配偶者との間で前条の罪を犯した者は、その刑を免除する。

2 前項の規定は、親族でない共犯については、適用しない。

第四十章 毀棄及び隠匿の罪

(公用文書等毀棄)

第二百五十八条 公務所の用に供する文書又は電磁的記録を毀棄した者は、五年以下の懲役に処する。

第二百五十九条 権利又は義務に関する他人の文書又は電磁的記録を毀棄した者は、五年以下の懲役に処する。

第二百六十条 他人の建造物又は艦船を損壊した者は、五年以下の懲役に処する。よつて人を死傷させた者は、傷害の罪と比較して、重い刑により処断する。(器物損壊等)

第二百六十二条 前三条に規定するものほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金若しくは料金を受け、物権を負担し、賃貸し、又は配偶者居住権が設定されたものを損壊し、又は傷害したときは、前三条の例による。(境界損壊)

第二百六十二条の二 境界標を損壊し、移動し、若しくは除去し、又はその他の方法により、土地の境界を認識することができないようにした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。(境界損壊)

第二百六十三条 他人の信書を隠匿した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は十万円以下の罰金若しくは料金に処する。

(親告罪)

第二百六十四条 第二百五十九条、第二百六十一一条及び前条の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則 (昭和二十三年一〇月二六日法律第六一二四号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から、これを施行する。

附 則 (昭和二八年八月一〇日法律第一九五号)抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和二九年四月一日法律第五七号)抄

この法律は、昭和二十九年八月三十一日までにかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (昭和三九年六月三〇日法律第一四五号)抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和四三年五月二一日法律第六一号)抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和四四年五月二一日法律第六二号)抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和四四年五月二一日法律第六三号)抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日までに、改めて定める日から施行する。

附 則 (昭和四四年五月二一日法律第六四号)抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日までに、改めて定める日から施行する。

附 則 (昭和四四年五月二一日法律第六五号)抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日までに、改めて定める日から施行する。

附 則 (昭和四四年五月二一日法律第六六号)抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日までに、改めて定める日から施行する。

附 則 (昭和四四年五月二一日法律第六七号)抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和四四年五月二一日法律第六八号)抄

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和三五年五月一六日法律第八三号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 (昭和三九年五月一六日法律第八三号)

この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

れる者(外交官を含む)に対する犯罪の防止及び処罰に関する条約又は人質をとる行為に関する国際条約が日本国について効力を生ずる日から施行する。

(経過措置)

刑法第四条の二に係る部分に限る)は、前項ただし書に規定する規定の施行の日以後に日本国について効力を生ずる条約並びに戦地にある軍隊の傷者及び病者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約、海上に於ける軍隊の傷者、病者及び難船者の状態の改善に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約、捕虜の待遇に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約及び戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約により日本国外において犯したときであつても罰すべきものとされる罪に限り適用する。

(刑法第四条の二の規定並びに人質による強要行為等の処罰に関する法律第五条及び暴力行為等处罚に関する法律第一条ノ二第三項の規定(刑法第四条の二に係る部分に限る)は、前項

罰金等臨時措置法(昭和二十三年法律第二百五十一号)第三条第一項の規定は、この法律による改正後の刑法第二百六十二条ノ二の罪につき定めた罰金についても、適用されるものとする。

(経過措置)

刑法第四条の二の規定並びに人質による強要行為等の処罰に関する法律第五条及び暴力行為等处罚に関する法律第一条ノ二第三項の規定(刑法第四条の二に係る部分に限る)は、前項

罰金等臨時措置法(昭和二十三年法律第二百五十一号)第三条第一項の規定は、この法律による改正後の刑法第二百六十二条ノ二の罪につき定めた罰金についても、適用されるものとする。

(経過措置)

(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(施行期日)	第二条 この法律の施行前にした行為の处罚並びに施行前に確定した裁判の効力及びその執行については、なお従前の例による。ただし、この法律による改正前の刑法第二百条、第二百五条
(施行期日)	第二項、第二百十八条第二項及び第二百二十条第一項の規定の適用については、この限りでない。
(施行期日)	第二項、第二百十八条第二項及び第二百二十条第一項の規定にかかわらず、併合罪として処断すべき罪にこの法律の施行前に犯したものと施行後に犯したものがあるときは、この法律による改訂後の刑法（以下この条において「新法」という。）第十条、第十四条、第四十五条から第五十条まで及び第五十三条の規定を適用し、一個の行為が二個以上の罪名に触れる場合又は犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合において、これらの罪名に触れる行為にこの法律の施行前のもと施行後のものがあるときは、新法第十条及び第五十四条（同条第二項において適用する第四十九条第二項を含む。）の規定を適用する。
(号)抄	3 前項の規定により同項に規定する新法の規定を適用した後の刑の加重減輕、刑の執行の猶予その他の主刑の適用に関する処理については、新法の規定を適用する。
(施行期日)	附 則 （平成一三年七月四日法律第九七号）抄
1 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。	（施行期日）抄
(経過措置)	附 則 （平成一三年一二月五日法律第三八号）抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(経過措置)	第二条 この法律の施行前にした行為の处罚については、なお従前の例による。
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行期日)	附 則 （平成一三年一二月一二日法律第一五三号）抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(施行期日)	附 則 （平成一六年六月一八日法律第一五号）抄
(施行期日)	第一条 この法律は、第一追加議定書が日本国に付された法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改訂後のそれそれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改訂後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。
(罰則に関する経過措置)	（罰則に関する経過措置）
(第四十二条)	第四十二条 この法律の施行前に改訂前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改訂後のそれそれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改訂後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。
(第四十三条)	第四十三条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（経過措置の政令への委任）
(第四十四条)	第四十四条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。
(二二号)抄	附 則 （平成一五年七月一八日法律第一四四号）抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(経過措置)	（経過措置）
(第四十五条)	第四十五条 この法律による改訂後の刑法第三条の二の規定並びに附則第三条による改訂後の暴力行為等处罚に関する法律（大正十五年法律第六十号）第一条ノ二第三項及び附則第四条による改正後の人質による強要行為等の处罚に関する法律（昭和五十三年法律第四十八号）第五条の規定（刑法第三条の二に係る部分に限る。）は、適用しない。
(八号)抄	附 則 （平成一五年八月一日法律第一三号）抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(経過措置)	（経過措置）
(第六号)抄	附 則 （平成一七年五月二十五日法律第五号）抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(調整規定)	（調整規定）
(六号)抄	附 則 （平成一七年六月二二日法律第六号）抄
(施行期日)	第一条 この法律の施行前にした行為の处罚については、なお従前の例による。（経過措置）
(六号)抄	附 則 （平成二二年四月二七日法律第二六号）抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)	（経過措置）
(第二条)	第二条 この法律の施行前にした行為の处罚については、なお従前の例による。（経過措置）
(四号)抄	附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号）抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(経過措置)	（経過措置）
(第二条)	第二条 この法律の施行の日が犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に対処するための刑法等の一部を改訂する法律の施行の日前である場合には、第一条のうち刑法第三条第十二号及び第三条の二第五号の改正規定中「第三条第十二号」とあるのは「第三条第十一号」とし、第四条のうち組織的犯罪处罚法第三条第一
(施行期日)	第一条 この法律は、第一追加議定書が日本国に付された法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改訂後のそれそれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改訂後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（罰則に関する経過措置）
(第十一条)	第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）
(五六年)抄	附 則 （平成一六年二月八日法律第一五六号）抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)	（経過措置）
(第一条)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(附 则)	附 则 （平成一八年五月八日法律第三六号）抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(経過措置)	（経過措置）
(第二条)	第二条 次に掲げる罰金又は科料の執行（労役場留置の執行を含む。）については、第一条の規定による改訂後の刑法第十八条の規定にかかるわざ、なお従前の例による。
(二二号)	二 一 刑法第四十八条第二項の規定により併合罪として処断された罪にこの法律の施行前に犯されたものと施行後に犯したものがある場合に禁錮の加重をするときは、旧法第十四条の規定を適用する。ただし、これらの罪のうちこの法律の施行後に犯したもののみについて第一条十七条の規定により併合罪として有期の懲役又は禁錮の加重をするときは、旧法第十四条の規定を適用する。ただし、これらの罪のうちこの法律の施行後に犯したもののみについて第一条十七条の規定による改訂後の刑法第十四条の規定を適用して処断することとした場合の刑が、これらの罪のすべてについて旧法第十四条の規定を適用して処断することとした場合の刑より重い刑となるときは、その重い刑をもつて処断する。
(四号)抄	附 则 （平成一九年五月二三日法律第五四号）抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(経過措置)	（経過措置）
(第一条)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(六号)抄	附 则 （平成二二年四月二七日法律第二六号）抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)	（経過措置）
(第二条)	第二条 この法律の施行前にした行為の处罚については、なお従前の例による。（経過措置）
(四号)抄	附 则 （平成二三年六月二四日法律第七四号）抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。
(経過措置)	（経過措置）
(第二条)	第二条 この法律の施行前にした行為の处罚については、なお従前の例による。（経過措置）
(四号)抄	附 则 （平成二三年六月二四日法律第七四号）抄
(施行期日)	第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

項第八号の改正規定中「第三条第一項第八号」とあるのは「第三条第一項第四号」とする。（罰則に関する経過措置）

第一条 この法律は、第一追加議定書が日本国に付された法律（これに基づく命令を含む。以下この条において同じ。）の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、改訂後のそれそれの法律の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、改訂後のそれぞれの法律の相当の規定によつてしたものとみなす。（罰則に関する経過措置）

第十一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

(施行期日)	（経過措置）	第八条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
九号）抄	附 則（平成二五年六月一九日法律第四	（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）
八六号）抄	附 則（平成二五年一一月二七日法律第	（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）
八六号）抄	附 則（平成二五年一一月二七日法律第	（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）
附 則（平成二五年一一月二七日法律第	（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）	（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して六年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。（経過措置）

（施行期日）	（調整規定）	第五条 刑法一部改正法の施行の日がこの法律の施行の日後となる場合には、刑法一部改正法の施行の日の前日までの間における新組織的犯罪処罰法別表第三第三号カの規定の適用については、同号力中「強制性交等」とあるのは「強姦」と、「準強制性交等」とあるのは「準強姦」とする。
（施行期日）	（第二号）抄	（施行期日）第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えた日から施行する。（経過措置）

（施行期日）	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄
（施行期日）	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄
（施行期日）	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄
（施行期日）	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄
（施行期日）	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄

（施行期日）	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄
（施行期日）	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄
（施行期日）	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄
（施行期日）	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄
（施行期日）	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄	（第一号）抄